

石川地区(和久地区、王子平地区、新屋敷地区を除く)実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
石川町	石川地区(和久、王子平、新屋敷地区を除く)	令和4年1月31日	令和4年1月31日

1 対象地区の現状について

①地区内の耕地面積	152ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	80.21ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	27.9ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	16.75ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.62ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1ha
(備考)	

注:(備考)欄には地域の現状を考えるうえで、前提となる要件を記載してください。(例:中山間地域、圃場整備予定地区等)

2 対象地区の課題

<p>石川地区の農地の状況については、70歳以上で後継者未定の耕作面積が16.75ha、中心経営体の引き受け意向のある耕作面積は1haであり、農地の引き受け手となる中心経営体が非常に少ないことから、今後地区の農業を守り維持していくためには後継者の確保、育成が必要である。</p> <p>【地域の話し合いにおいて出された課題】</p> <p>①中心経営体がない。</p> <p>②後継者が農業に魅力を感じず、取り組まない。</p>
--

注:話し合いを通じて出された課題等を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>石川地区の農地利用は、中心経営体となる地域のライスセンター1経営体が担っていく。また、今後地域内に新規就農者や後継者が就農した場合には中心経営体に位置づけ農地の集積・集約化により効率的に活用していく。</p>
---

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	1経営体		4.5 ha		5.5 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

・後継者及び新規就農者確保のための取組方針

中心経営体及び後継者に農地を集約しやすくするため、区画の整理・地域の同意形成を行うとともに、集落営農化・法人化の流れを推進し、若い人を雇用できるようにする。